

令和7年度

**桑名市外国人留学生人材確保事業における協定締結事業者
募集要領**

令和7年4月

桑 名 市

※本補助金の申請等における手続きは、オンライン化を推奨しています。

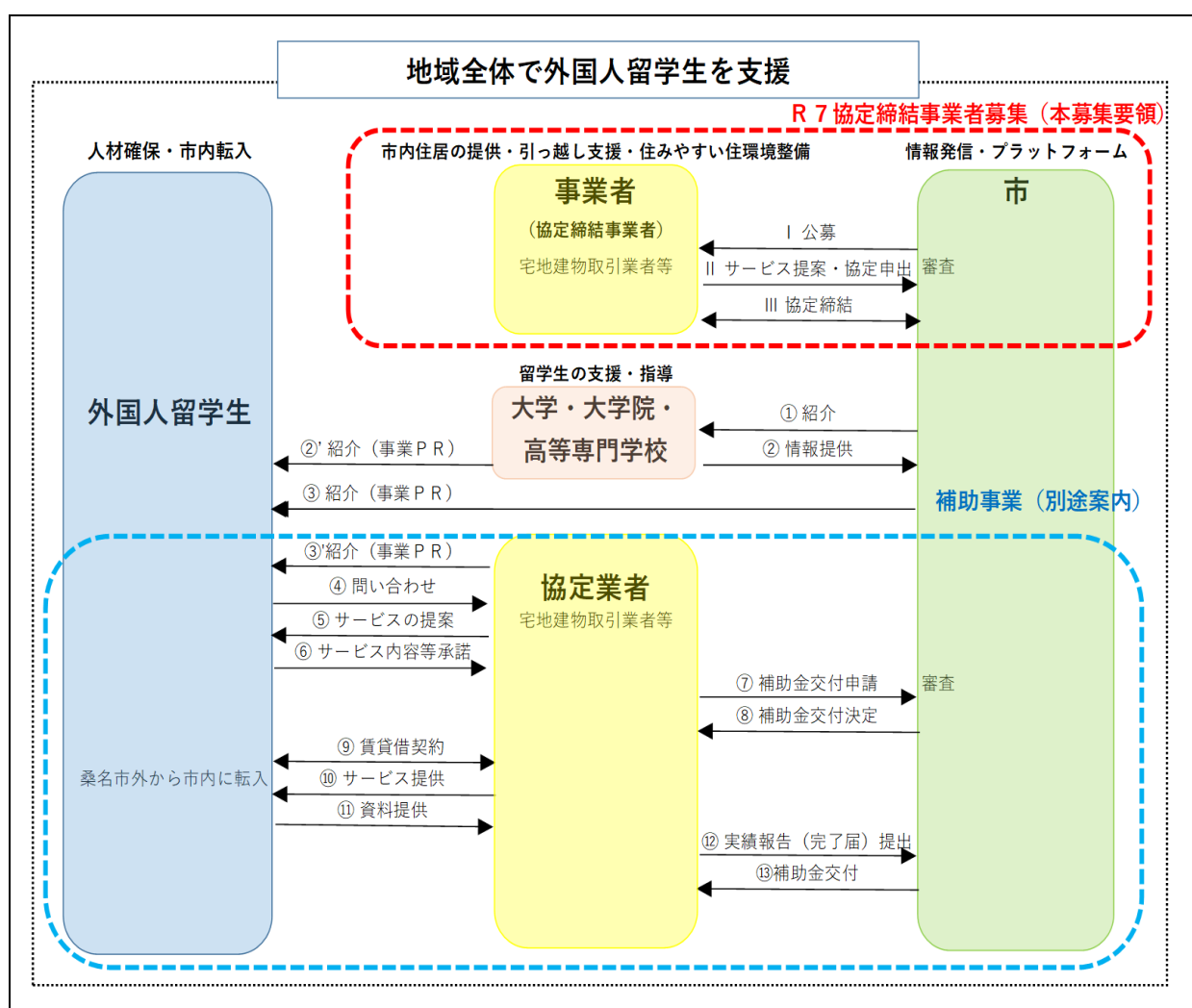
1. 事業内容

桑名市では、「外国人も働きやすく住みやすいまちづくり」を目指して、各種施策を推進しています。そのような中、桑名市外に居住し、かつ市内企業に就職が内定した外国人留学生に対して、住居を斡旋し、入居準備等のサポートを行う宅地建物取引業者等からの協定申出・サービス提案を募集します。

審査の結果、提案内容が優良と認められた宅地建物取引業者等は、桑名市と協定を締結後、市のホームページ等を通じて留学生にサービス内容を紹介しながら、市から支給される補助金を活用してスムーズに市内の賃貸住居を斡旋するための各種サービスを実施していただきます。

※本募集要領では、協定締結事業者を募集するためのご案内となっております。

※補助事業については、桑名市外国人留学生人材確保補助金交付要綱をご覧ください。



支援の対象とする外国人留学生

- (1) 市外から市内の賃貸住宅に転入する者
- (2) 対象校《学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に規定する大学 (同法第 108 条第 3 項及び第 4 項に規定する学校を除く。) 若しくは大学院又は高等専門学校》に在学する又は入学することが見込まれる留学生若しくは対象校を当該年度中に卒業し、同年度中に留学から就労の在留資格に変更した者

2. 本公募概要

- (1) 協定締結事業者募集 実施スケジュール 令和7年4月7日（月）～令和7年12月26日（金）

公募要領の発表・受付開始	R 7. 4. 7
質問受付期間	R 7. 4. 7～R 7. 12. 19
質問回答日	随時
協定申出・サービス提案の受付期間	R 7. 4. 7～R 7. 12. 26
審査実施日	随時（予定）
協定締結日	随時（予定）

- (2) 補助事業 実施スケジュール（協定締結事業者に限る）

留学生からの問い合わせ対応	協定締結後、随時、実施していただきます
留学生へのサービスの提案・承諾	
市への補助申請	
留学生との賃貸借契約、サービス提供など	
市への報告書・補助金交付請求書提出	

※詳細については、協定締結事業者にご案内します。

- (3) 協定締結事業者 募集期間

募集期間：令和7年4月7日（月）～令和7年12月26日（金）まで

- (4) 協定締結事業者の選定方法

本件募集に係る協定締結事業者の選定方法は、「3. 応募資格および応募条件」で示す、「(1) 応募資格①～⑥」および「(2) 応募条件 (ア) ～ (オ)」のいずれも満たしていることを前提条件とし、審査は「5. 提出書類」で定める書類で行います。

また、一定の要件を満たしたすべての事業者と、協定を締結します。

- (5) 補助予定額

住居の斡旋1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む）を協定締結事業者にお支払いします。

※補助金を交付する回数は、1留学生につき1回限りとします。

※対象経費は「礼金」、「不動産仲介手数料」、「保証料」、「引っ越し費用」、

「補助金の対象として入居した住宅の退去時のハウスクリーニング費用」、

「その他、市長が必要と認める外国人留学生が住居契約に係る初期費用」とします。

※予算の範囲内において交付します。

3. 応募資格および応募条件

- (1) 応募資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 協定申出日以降において、本市から指名停止処分を受けていないこと。
- ③ 協定申出日以降において、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第206号）に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。

- ④ 協定申出日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者。
- ⑥ 宅地建物取引業法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けている者

(2) 応募条件

住居あっせんを希望する外国人留学生に対し住居に関する積極的な情報提供、スムーズな住居の斡旋及び入居の準備等のサポートを行い、就職等にあわせて外国人留学生が希望する時期に入居できるよう支援が可能な、宅地建物取引業者等とする。なお、住居選定に係る一切の手続きにおいては、日本語だけでなく母国語または英語等で対応可能な事業者とする。

(ア) 住居選定に係る情報提供

外国人留学生に対して、積極的な周知および住居に関する情報提供を行うこと。

住居あっせんを希望する外国人留学生と電子メール、電話等で連絡を取り、住居契約の制度に関する概要や注意事項等を分かりやすく説明できること。

(イ) 住居の内見

外国人留学生から希望がある場合は、候補物件を内見する機会を与え、住居を決定させること。

※外国人留学生が希望すれば、オンラインによる内見でも構わない。

(ウ) 住居決定及び入居準備に関する支援

外国人留学生の住居決定・入居準備に際して、契約内容、重要事項、日本の住宅に居住する上での注意事項等を説明する機会を設けるとともに、居住の開始に必要な一切の手続（鍵渡しを含む。）をサポートできること。また、従前の住居からは、スムーズな引っ越しができるようサポートできること。

(エ) 業務実施体制等

関係法令の規定を遵守するとともに、本事業の円滑な履行に必要な人員を配置し、適切に業務を行うこと。また、宅地建物取引業許可の免許を有する者又は同等の知識や経験を有する者で、業務実施現場の管理運営に必要な技能等を有する者を業務責任者に選任すること。

あわせて、宅地建物取引業許可の免許を有する者又は同等の知識や経験を有する者を業務担当者として配置すること。

(オ) 情報管理

業務上知り得た情報は、情報の漏洩等が発生しないよう適切かつ厳重に管理・保護すること。

4. 質問の受付及び回答

電子メール（アドレス：kigyom@city.kuwana.lg.jp）で受け付けます。ただし、電子メール送付後、電話にて企業誘致課（0594-24-1256）まで到着確認を行ってください。

① 提出期間

令和7年4月7日（月）～令和7年12月19日（金）午後5時【必着】

② 提出方法

ホームページ上で公開する質問書（様式指定）を電子メールに添付し、送付してください。

件名には、「桑名市外国人留学生人材確保事業」と記載してください。

（※提出にあたり押印は不要です）

③ 質問への回答

質問及び回答は、随時、桑名市ホームページで公開します。

④ 本事業に係る説明会は開催しません。

5. 提出書類

応募者は、「本募集要領」を参考に、次に掲げる書類で構成し、提出してください。

(1) 提出期間

令和7年4月7日（月）～令和7年12月26日（金） 午後5時【必着】

(2) 提出方法

下記オンラインフォームより提出書類（電子データ）を添えて提出してください。

<https://logoform.jp/f/CBDc8>

(3) 提出書類（※提出にあたり押印は不要です）

(ア) 桑名市外国人留学生人材確保事業における協定締結申込フォーム【フォームに入力】

(イ) 事業者概要（様式第1号）

会社名、所在地、代表者氏名、創立年、資本金、従業員数、特記事項

（※上記の内容が網羅されていれば、自社パンフレットでも「可」とします）

(ウ) 宅地建物取引業の免許証の写し

(エ) 各種証明書類

・ 国税及び地方税の未納税額がないことの証明書（過去1年間分）【コピー可】

・ 登記事項証明書または代表者の身分証明書【コピー可】

・ 印鑑（登録）証明書【コピー可】

※協定申出時点で桑名市入札参加資格名簿に登録されている事業者は、省略可能です。

(オ) 企画提案書（任意様式）

本募集要領「6. 企画提案書の作成方法」に掲げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載した上で、提出してください。

(4) その他

① 応募書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とします。

② 応募資格および応募条件を満たさない者については、選定の対象外とします。

③ 提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとします。

④ 応募書類提出後の差替え及び再提出は認めないものとします。

6. 企画提案書の作成方法

企画提案書には、応募条件、応募資格を踏まえ、以下①～⑤の内容を踏まえた、より具体的な入居支援に向けたサービスを提案してください。また、企画提案書類はMicrosoft PowerPointで10頁程度までで作成してください。

なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、応じてください。

提案を求める企画提案の内容

① 住居選定に係る情報提供・事業PR方法

住宅あっせんを希望する外国人留学生に対して、積極的な周知および住居に関する情報提供をはじめとした業務実施の考え方・取組の概要・想定される効果を具体的に記載してください。事業PR（例えばチラシなどによる周知方法）のほか、母国語または英語等での対応はどのように実施するか明記してください。

② 住居の内見

外国人留学生から希望があった候補物件に対して、どのように内見を実施するかについて、イメージが分かるように概要などを記載してください。

③ 住居決定及び入居準備に関する支援

外国人留学生の住居決定・入居準備に際して、「契約内容、重要事項、日本の住宅に居住する上での注意事項等をどのように説明をするか」や「居住の開始に必要な手続をどのようにサポートするか」、「従前の住居からは、スムーズな引っ越しに際して、どのようにサポートするか」などについて、具体的に記載してください。

④ 業務実施体制等

法令順守のために必要な実施体制や、本事業の円滑な履行に向けた職員の配置、効果的な運営体制について記載してください。緊急時の対応についても記載してください。

⑤ 情報管理

情報の漏洩等が発生しないよう、未然にどのような対策を施すか、具体的に記載してください。

全体的な留意事項

- ・公平・公正な審査に加えて、外国人留学生に安全・安心な住居の斡旋ができるように、企画提案書は市のホームページ等で公表します。以上から公表を前提とした企画提案書の作成にご協力ください。
- ・イメージ図・写真・イラスト等の活用も「可」とします。
- ・提出された企画提案書等に基づき審査を行います。そのため、提案内容を評価しやすいように、具体的に分かりやすく記載してください。
- ・提案内容は、確実に実現できる範囲で記載してください。また、提案内容において、2通り以上に解釈できるような記載はしないでください。
- ・提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・提出された企画提案書の内容の変更は認めません。
- ・企画提案書の用紙サイズは、原則A4横版としてください。

7. 協定締結事業者の選定方法

(1) 審査の実施

本事業における協定締結事業者を選定するため、提案書類に基づき審査を実施します。なお、審査は非公開とします。協定締結事業者選定にあたり、プレゼンテーションは実施しません。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、すべての応募者に通知します。また、本市ホームページでも公表します。審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けません。

8. 協定締結等

(1) 審査の結果、優良と認められた事業者と、次のとおり協定を締結します。

協定内容は、外国人留学生人材確保に向けた協定書（案）を参考にしてください。
※企画提案内容に基づき、加筆・修正をお願いする場合があります。

協定締結後、速やかに住宅あっせんに向けた手続き（補助事業）を開始してください。

9. その他

- (1) 協定申出等が行われることをもって、本件に参加する意志があるものとみなします。
- (2) 協定申出等の提出後に辞退する場合は、電子メール（アドレス：kigyom@city.kuwana.lg.jp）（任意様式）で受け付けます。ただし、電子メール送付後、電話にて企業誘致課（0594-24-1256）まで到着確認を行ってください。
なお、協定締結後、辞退をした場合は、市のホームページにて公表します。
- (3) 協定申出等で提出された書類は、返却しません。
- (4) 本手続きにおいて使用する言語は、日本語としてください。
- (5) 協定申出等に係る費用は、すべて参加者の負担とします。
- (6) 提出された協定申出等の書類は、無断で本事業以外の用途には使用しません。

【連絡先】

〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地
桑名市役所 企業誘致課 企業誘致係
TEL：0594-24-1256 FAX：0594-24-1140
E-mail：kigyom@city.kuwana.lg.jp